

五 方 募 法 入 決 定 の	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 法 の 適	二 の 法 律 項 及 び 根 そ 拠	一 發 行 名 稱 及 び 記	行 平 條 成 三 十 年 十 年 次 三 月 四 月 と 二 十 九 日 月 十 日 と お り 告 示 第 百 七 号	○ 財 務 省 令 第 三 十 号 一 行 利 付 債 券 大 臣 太 郎
争市る参てをび回と入利振の以律社第年別十財回利付 入場も加、し利りい札回替適下へ債一法会四政 札特の者財た回競うへり機用「平、項律計号法 発別にご務後り争」。以を関を振替株 行參よと大に競入に下競は受け法 「加るに臣行争札による利に本銀の振替 と者發応がわ入發行回り付し行の い・行募各れ札「と う第へ限國るの「と 。」II以度債入募「と 非下額市札入「と 価一を場での。 格國定特あ決「と 競債め別つ定及利「る						

七				六			
口	イ	口	イ	口	イ	口	イ
者	特	国	行	争	利	行	争
・	別	債	入	込	行	争	非
第	参	市	札	り	入	利	者
Ⅱ	加	場	發	競	回	行	特
円	六	五	で	た	千	争	國
百	百	千	六	条	利	非	行
六	九	十	利	特	第	者	争
十九	億	九	第	五	別	特	利
億	四	十	項	三	万	國	利
二	千	九	計	一	千	項	利
千	六	億	百	一	百	計	利
百	三	四	九	会	五	一	利
三十	四	万	十	付	千	二	利
四	万	五	七	定	四	九	利
万	五	五	七	す	百	十	利
円	五	五	七	二	千	一	利
				、	百	五	利
				づ	四	十	利
				き	額	円	利
				第	發	千	利
				面	四	付	利
				發	百	一	利
				四	金	五	利
				金	行	百	利
				額	十	債	利
				し	七	の	利
				七	十	規	利

十五	十四	十一	十	九	八	
後第 の二 利期 子以	初期 利子	の経利 払過 込利 み子率	発行行 価格日	替単面位	低額面金 行入札發競	
利てを毎 子、支年 をそ払三 支の期月 払日と二 う以し十 °前、日 六各及 月支び 間払九 に期月 属に二 すお十 るい日	儲 年 期 月 二 十 × い 六 に て 号 同 じ 。い い 。い て 規 定 、	す る 号 及 日 び 業 に つ い 六 に に 支 當 た に う 算 。式 月 支 當 た に り 、 算 を て 下 は 払 し 払 た 期 期 た	次 そ の 翌 休 支 次 業 業 算 。式 月 支 當 た に う 算 。式 月 支 當 た に り 、 算 を て 下 は 払 し 払 た 期 期 た	が 金 額 し 成 、 三 十 次 年 九 × 。式 月 支 當 た に う 算 。式 月 支 當 た に り 、 算 を て 下 は 払 し 払 た 期 期 た	と 平 成 、 三 十 次 年 九 × 。式 月 支 當 た に う 算 。式 月 支 當 た に り 、 算 を て 下 は 払 し 払 た 期 期 た	る 定 り 払 募 年 錢 額 平 す 額 の 振 ° す 算 込 入 〇 面 成 る の 記 替 万 円 。整 載 法 数 又 の 百 年 倍 は 規 の 記 定 円 三 の 記 定 に 月 金 録 に つ 二 額 は よ に 、 る 百 九 日 よ 最 振 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿

二 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
三 大 銀 金 六
十 臣 行 額 十
年 か 百 九
三 ら 円 年
月 通 に 三
二 知 つ 月
九 を き 二
日 受 百 十
け 円 日
た 者